

タブレット端末（Chromebook）利用手引き

目次

1	タブレット端末の利用について-----	1
2	貸し出し物品、機種、ネットワーク環境について-----	2
	（1）貸し出し物品一覧-----	2
	（2）タブレット端末（Chromebook）の特徴-----	2
	（3）ネットワーク環境-----	2
3	タブレット端末の使い方-----	3
	（1）タブレット端末の起動方法-----	3
	（2）ログイン方法-----	3
	（3）「高知家まなびばこ(学習支援プラットフォーム)」の利用方法-----	3
4	タブレット端末使用上の注意-----	4
	（1）タブレット端末の取扱について-----	4
	（2）アカウントについて-----	4
	（3）禁止事項-----	5
	（4）機能等制限事項-----	6
5	タブレット端末の破損、紛失時等の対応について-----	7
	（1）破損、故障時等の対応-----	7
	（2）紛失、盗難時等の対応-----	7
6	タブレット端末破損届・修理願-----	8
7	タブレット端末紛失届・代替品貸与願-----	9
8	学習用タブレット端末使用時の注意点-----	10

1 タブレット端末の利用について

県立高等学校では、IT技術を活用した学習活動を充実させ、一人ひとりに応じた学習を進められる環境の充実、強化を図っています。

また、タブレット端末をはじめとした情報機器を活用することで、新型コロナウイルス感染症の蔓延や災害等の非常時にも、学習が途切れることのない環境を整備することも目的としています。

しかしながら、それらの情報機器は便利な反面、同時に危険なものでもあります。使い方を誤れば、犯罪やトラブルの被害者や、場合によっては加害者になってしまうこともあります。また、**他人を誹謗中傷する道具として利用したり、法律に違反したりする行為は絶対に行ってはいけません。**

技術開発によって次々と新しい情報機器が登場しますが、それらは有効に活用されることで、はじめてその価値を発揮します。情報機器はSNS等で他人を攻撃したり、詐欺まがいの行為を行ったりするための道具ではありません。情報機器を正しく用いれば、多くの人と意見交換をし、知識や見聞を深める等、有益に使っていくことができます。

学習の継続と充実という目的に沿ってタブレット端末を利用し、トラブルに巻き込まれないために、この手引きには基本的なルールや制限を示しています。内容をよく読み、タブレット端末やIT技術を学習に活用してください。

2 貸し出し物品、機種、ネットワーク環境について

(1) 貸し出し物品一覧

- 本体-----1
- ACアダプタ---1
- 充電コード-----1

(2) タブレット端末 (Chromebook) の特徴

- ① 県立高等学校ではChromebookというタブレット端末を用いて学習を進めます。画面がシンプルかつ見やすく、キーボードによる操作に加え、タッチパネルによる直接操作も可能です。また、動作が安定しており、インターネット接続も簡単に行うことができます。タブレット端末初心者でも、ストレスなく操作することができます。
- ② 端末自体にデータを保存せず、ほとんどの処理をクラウド上で行うため、タブレット端末本体には使用者の個人データは保存されません。1台のタブレット端末を複数人で共有して使用する場合でも、ログインしている生徒の端末環境となります。よって、端末を紛失した場合でもログインされない限り、外部に情報が漏れることはありません。
※ 非常時等には、教員から別の保存方法を指示することがあります。
- ③ アップデートについて
アップデートは基本的に自動で行われ、特別な操作を行わなくても常に最新の状態を保つようになっています。

(3) ネットワーク環境

タブレット端末は、基本的にインターネットに接続して使用します。本校では校舎内でWi-Fi環境を提供していますので、教室及び特別教室等電波が届く場所であれば、学校内どこでもタブレット端末が利用できます。

3 タブレット端末の使い方

(1) タブレット端末の起動方法

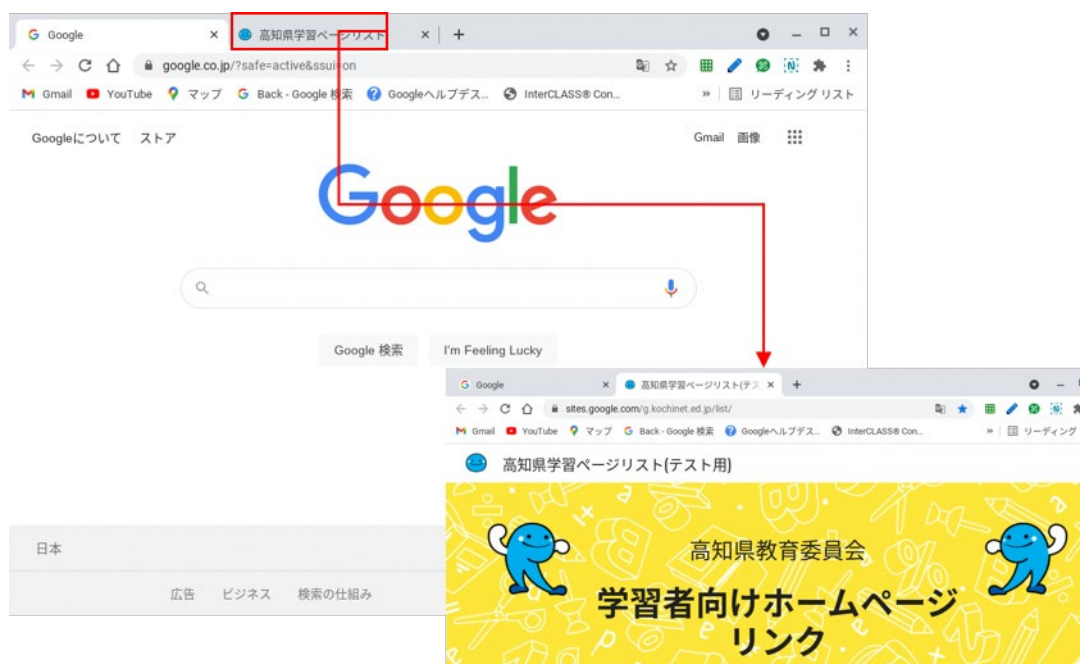
タブレット端末のカバーを開くと自動的に起動します。カバーを開いても起動しない場合は、電源スイッチを押します。

(2) ログイン方法

自分のユーザー名（ID）、パスワードを入力し、ログインします。

(3) 「高知家まなびばこ(学習支援プラットフォーム)」の利用方法

ログインすると、Chromeブラウザが起動し、「高知家まなびばこ(学習支援プラットフォーム)」のタブが表示されますので、画面に並んでいる学年・教科から目的の学年、教科を選んで学習を始めます。



4 タブレット端末使用上の注意

(1) タブレット端末の取扱について

① 同意書による同意

学校から配られる「学校におけるタブレット端末の貸与、ソフトウェアの利用、個人情報の取り扱い等に関する同意書」に同意することでタブレット端末を貸し出します。

② 返却について

タブレット端末は、高知県教育委員会の備品であり、学年末時に学校へ返却します。

③ 学校外での使用について

災害時だけでなく、校外学習時等、学校が許可した場合は持ち出す場合があります。

④ 破損、紛失、盗難等について

万一破損、紛失、盗難等が発生した場合には、P.7の「5 タブレット端末の破損、紛失時等の対応について」に従い、速やかに担任に報告してください。**また破損、故障等が発生した場合は、自力での修理、又は一般の修理事業者への修理依頼等はしないでください。**

タブレット端末を故意に破損、紛失等した場合には、交換・修理に要した費用の支払いを求められる場合があります。使用や移動の際は、常に破損、紛失、盗難等に注意してください。

⑤ タブレット端末の貸借等の禁止

貸し出されたタブレット端末を貸す、または譲ることはできません。

(2) アカウントについて

① 取扱の注意

ID・パスワードを他人に知られると、個人の情報が見られてしまいますので、絶対に他人に知られることのないように細心の注意を払ってください。

② パスワードの変更

生徒や保護者等によるパスワードの変更はできません。パスワードを忘れた場合には、新しいパスワードを発行しますので、担任に申し出てください。

(3) 禁止事項

① 目的外の利用

タブレット端末は学習の道具として使用するためのものであり、授業、学習等以外での使用はしないでください。

② タブレット端末の粗雑な取扱

タブレット端末は精密機械であり、粗雑に扱くと壊れます。

※ 故意に破損した場合には交換・修理に要した費用の支払いを求められる場合があります。

③ 個人情報の取扱

自分及び他人の個人情報（名前、住所等）及び画像・音声・動画（他人の持ち物等を記録したのものも含む）は、本人の同意にかかわらず作成、所持、送信、公開等しないでください。

※ 学校が許可した場合を除きます。

④ 無許可写真撮影等

カメラによる写真、動画等の撮影及び録音はしないでください。

※ 学校が許可した場合を除きます。

⑤ 他人のIDの不正利用

他人のID、パスワードは利用しないでください。

※ なお、他人のID及びパスワードでログインすると記録が残ります。

⑥ 配付されたアカウント以外でのログイン

学校から配付されたもの以外のアカウント（個人的に取得しているアカウント等）でのログインはできません。

⑦ タブレット端末等に貼られているテープの汚損等

学校で全員が同じ機種を使用するため、テープに印刷されている番号でタブレット端末を管理しています。**テープを剥がしたり汚したりしないでください。**

⑧ 私物の機器との接続

学校から貸し出されたタブレット端末を、**私物のパソコン等に接続、同期等はしないでください。**

⑨ 他人のタブレット端末の使用

他人のタブレット端末に、本人の許可なく触れないでください。

⑩ 設定の変更等

タブレット端末の設定等の変更、初期化等をしないでください。

(4) 機能等制限事項

① 学習目的以外のサイトへのアクセス

学習目的以外のサイト（インターネットショッピング、SNS等）へのアクセスはフィルタリングにより制限されています。また、有害なサイト（暴力、違法薬物、ギャンブル、ポルノ等）については特に厳しく制限されています。

※ アクセス履歴は全て記録されており、学習目的以外のサイトへのアクセスを繰り返している等、悪質な利用が検出された場合は、タブレット端末の利用を停止する場合があります。

② 電子メールの使用

貸し出されるタブレット端末では、電子メール及びWEBメールは使用できないように制限をしています。

※ 学校が許可した場合を除きます。

③ アプリケーションのインストール

アプリケーションのインストールは学校全体で統一して行われますので、個人でアプリケーションをインストールすることはできません。

④ フィルタリングソフトウェアのアンインストール

学校ではクラウド対応のフィルタリングソフトウェアを導入しており、有害サイト等をブロックしています。このソフトウェアはタブレット端末から削除することはできません。

5 タブレット端末の破損、紛失等の対応について

(1) 破損、故障等の対応

タブレット端末の破損、故障等が発生した場合は、以下の対応をとってください。

※ 破損、故障等が発生した場合は、自力での修理、または一般の修理事業者への修理依頼等はしないでください。

- ① 速やかに担任に報告、発生時の状況を説明すると共に、P.8「タブレット端末破損届・修理願（様式1）」を記入して**タブレット端末と一緒に**提出してください。
- ② 後日、代わりに使用するタブレット端末を貸し出します。

※ 故意により破損又は故障させた場合や届け出内容に虚偽があった場合等には、交換・修理に要した費用の支払いを求められる場合があります。

(2) 紛失、盗難等の対応

タブレット端末を紛失し、又は盗難等にあった場合は、以下の対応をとってください。

- ① 速やかに学校へ連絡してください。
※ 高知県教育委員会にて端末追跡システムで確認のうえ、第三者が不正にタブレット端末を操作しないように、ロックします（タブレット端末がネットワークに接続可能な場所にある場合に限りです。）
- ② P.9「タブレット端末紛失届・代替品貸与願（様式2）」を担任に提出してください。
- ③ 後日、代わりに使用するタブレット端末を貸し出します。

※ 紛失した場合や届け出内容に虚偽があった場合等には、交換・修理に要した費用の支払いを求められる場合があります。

6 タブレット端末破損届・修理願

様式1

令和 年 月 日

清水高等学校長 様

年 組 氏名 _____

保護者氏名 _____

タブレット端末No. _____

タブレット端末破損届・修理願

私は、下記の理由によりタブレット端末を破損しましたので、届け出るとともに修理をお願いいたします。また、今後はタブレット端末の取扱いについて、より注意をします。

記

1 破損日時 _____年__月__日（__曜日）

午前・午後 __時__分（__時間目・教科_____）ごろ

2 破損場所

3 本体の状態

4 破損理由、破損した際の状況

※ 以下記入不要

タブレットNo. _____ 処理内容 破損箇所修理 ・ 部品交換 ・ 本体交換 ・ 他

7 タブレット端末紛失届・代替品貸与願
様式2

令和 年 月 日
清水高等学校長 様

年 組 氏名 _____

保護者氏名 _____

タブレット端末No. _____

タブレット端末紛失届・代替品貸与願

私は、下記の理由によりタブレット端末を紛失しましたので、届け出るとともに代替品の貸与をお願いします。また、今後はタブレット端末の取扱いについて、より注意をします。

記

1 紛失日時 _____年__月__日（__曜日）

午前・午後__時__分（__時間目・教科_____）ごろ

2 紛失が発覚した場所

3 経緯（紛失が発覚する前に立ち寄った場所等）

※ 以下記入不要

タブレットNo. _____ 処理内容 本体交換 ・ 他

8 学習用タブレット端末使用時の注意点

- 1 禁止事項に記載されている内容を理解し、使用する。
- 2 破損等しないよう、丁寧に扱う。
- 3 破損や紛失した場合は速やかに担任、保護者に報告する。
- 4 移動中の操作は行わない、また登下校中には使用しない。
- 5 30分に1度は使用を中断して休憩をとる等、長時間の連続使用は控える。
- 6 クラスメイトであっても自分のタブレット端末を貸したり、他人のタブレット端末を使用したりしない。
- 7 分解、改造は行わない。